

## 公益財団法人あいである 平成 31 年度「実家便」事業 Q&A

Q1：今年度の応募締切日はいつですか？

A1：締切りは 4 月 30 日(火)ですが、先着順で受け付けますので、定数になり次第締め切りホームページに掲出いたします。

Q2：施設退所後に家庭での生活を始めましたが、支援は受けられますか？

A2：自活している子どもが対象ですので、家庭復帰している場合は支援の対象ではありません。

Q3：施設退所後に施設が設立したグループホームで生活していますが、支援は受けられますか？

A3：自活している子どもが対象ですので、支援の対象ではありません。

Q4：児童養護施設で措置延長をしていますが、支援は受けられますか？

A4：自活している子どもが対象ですので、支援の対象ではありません。

Q5：自立援助ホームで生活している子は、支援は受けられますか？

A5：自立援助ホーム等の社会福祉施設で生活している子どもは、支援の対象ではありません。

Q6：児童養護施設を退所してから 2 年が過ぎていますが、応募することはできますか？

A6：平成 27 年 4 月以降に退所した子どもであれば、支援の対象です。

Q7：児童養護施設を退所して一度家庭復帰をしましたが、不調和により自活を始めました。支援の対象になりますか？

A7：平成 27 年 4 月以降に退所した子どもであれば、支援の対象です。支援回数については財団にお問い合わせください。

Q8：個人情報の取り扱いの観点から子どもの住所をお教えすることができません。施設が実家便を預かり、施設から発送することはできますか？

A8：はい。可能です。

ただし、子どもの氏名および生活状況に関する連絡票と、実家便送付後に報告書のご提出をお願いします。

Q9：子どもに直送した場合で、本人が受け取れなかった場合はどうなりますか？

A9：施設へ転送しますので、支援者と連絡を取っていただき、施設からお送りください。

Q10 : 支援期間は子ども1人につき施設を退所した年から5年(10回)を最長とありますが、2回目以降の発送については、自動的に送られるのでしょうか?

A10 : 発送の準備の段階で、財団から施設に、発送の要・不要、子どもの住所に変更がないかなどを確認いたします。

Q11 : 支援が決定したあとの手続きを教えてください。

A11 : (1) 募集定員になり次第受付を終了し、児童養護施設へ内定通知をお送りします。

(2) 次の書類を当財団へ提出していただきます。

- ・誓約書
- ・実家便連絡票
- ・同梱する職員からのメッセージ

Q12 : 昨年度から支援してもらっている子がいます。今年度も新たに申請できますか?

A12 : はい、今年度も申請できます。

Q13 : 実家便の内容物は指定できますか?

A13 : 内容物に対する個別対応はしておりません。

以上